

牛久市東日本大震災被災者生活再建支援金の申請期限の延長について

市では、東日本大震災により発行された「り災証明書」が半壊以上の世帯に対し、被災者生活再建支援金制度を創設し、支援金を支給しています。対象は、全壊、大規模半壊、半壊もしくは半壊で解体した住家です。これまでの申請期限は平成27年4月10日でしたが、1年延長し平成28年4月10日となりました。

申請期限

平成28年4月10日(日)まで

※被災者生活再建支援法(国)による支援金の申請期限も1年延長され、平成28年4月10日(日)までとなっています。

◆被災者生活再建支援金制度の受取額(例)

被災区分	国基礎支援金	国加算支援金	市支援金	受取額合計
全壊+建設・購入	100万円	200万円	100万円	400万円
全壊+補修	100万円	100万円	100万円	300万円
全壊+賃借(公営以外)	100万円	50万円	100万円	250万円
大規模半壊+建設・購入	50万円	200万円	70万円	320万円
大規模半壊+補修	50万円	100万円	70万円	220万円
大規模半壊+賃借(公営以外)	50万円	50万円	70万円	170万円
半壊+建設・購入	—	—	50万円	50万円
半壊+補修	—	—	50万円	50万円
半壊+賃借(公営以外)	—	—	50万円	50万円
大規模半壊または半壊を解体+建設・購入	100万円	200万円	100万円	400万円
大規模半壊または半壊を解体+賃借	100万円	50万円	100万円	250万円

※国の支援金は、単数世帯では25%減となります。

問 交通防災課 ☎内線1682、1683

固定資産税に係る縦覧および閲覧ができます【場所】税務課窓口(市役所本庁舎)

■縦覧制度…平成27年度固定資産税(土地・家屋)納税者が他の土地や家屋の評価額と比較することにより、自己の土地や家屋の評価額が適正であることを確認できるようにするための制度です。そのため、制度の目的以外での使用はできません。

日時 4月1日(水)～30日(木)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧できる方 牛久市内の土地・家屋における固定資産税納税義務者とその同居の親族

持ち物 本人確認ができる物(保険証・運転免許証など)、印鑑。代理人の場合は、委任状が必要です。

手数料 無料

■閲覧制度…納税義務者などが、固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を見ることができる制度です。※期間の制限はありません。

閲覧できる方

- ①固定資産税の納税義務者とその同居の親族
- ②土地について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方
- ③家屋について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方
- ④固定資産税の処分をする権利を有する一定の方(所有者・破産管財人など)

持ち物 上記の「閲覧できる方」のうち、

- ・①に該当する方……本人確認ができるもの(保険証、運転免許証など)、印鑑
- ・②③に該当する方…賃貸借契約書などそれらを証するもの、印鑑
- ・④に該当する方……売買契約書・登記済証などそれらを証するもの、印鑑

※①～④いずれも代理人の場合は委任状が必要です。

手数料 300円※縦覧期間中の納税義務者は現年度分のみ無料。詳しくは、お問い合わせください。

問 税務課 ☎内線1051～1054 Eメール zeimu@city.ushiku.ibaraki.jp